

申請書の作成・手続・様式関係図書集

（作成要領）

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
事前協議申請書			
区域図	1:25,000	事業区域（朱書）	都市計画課で販売
位置図	1:2,500	事業区域（朱書）	都市計画課で販売
公図の写し		開発区域内及び隣接地の地番を表示し、区域を明示すること。	開発区域内及び隣接地の地目、地積、所有者の住所氏名を記入すること。
現況図	1:2,500 以上	開発区域の境界、開発区域及びその周辺の地形、構築物並びに施設の構造等を明示。ベンチマークの位置及び高さ明示。	等高線は1メートルの標高差を表示し、開発区域から20メートル以上の周辺を測量すること。
測量図		全体測量図及び土地利用ごとの測量図	実測による三斜法または座標計算
土地利用計画図	1:1,000 以上	開発区域の境界、公共施設及び公益施設位置並びに形状。予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途を表示。	土地利用種別ごとに色分けをする。土地利用ごとに凡例明示する。
造成計画平面図	1:1,000 以上	開発区域の境界、切土または盛土をする土地の部分のがけ、または擁壁の位置及び道路の位置、形状、幅員、勾配並びに宅地・道路等の現況地盤高・計画地盤高を明示。外部からの土砂による埋め立て面積を明示する。	切土（黄）盛土（赤）を色分けする。宅地等の高さ及び隣接地の地盤高並びに道路計画を記入する。ベンチマークの位置を記入する。
造成計画断面図	1:1,000 以上	切土または盛土をする前後の地盤面を明示する。	切土（黄）盛土（赤）を色分けする。断面箇所は造成計画平面図に記入。隣地現況高並びに計画高を記入。

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
道路計画縦横断面図	1:1,000 以上	路線ごとの断面を明示する。測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配等を明示する。	縦横断面箇所は、造成計画平面図に記入する。
排水施設計画平面図	1:500 以上	開発区域等排水施設の位置、種類、材料、形状及び勾配排水方向、流下方向、水路の名称、放流先の名称を明示する。	排水計画の算定資料を添付する。区域外排水も含めその接続状況を明示する。流末排水施設所有者名を明示。
排水施設縦断面図	1:500 以上	排水施設勾配及び管径、人孔高、管底高、土被り地盤高単距離及び追加距離、測点、排水施設の位置、種類、大きさ及び記号等を明示する。	
給水施設計画平面図	1:500 以上	開発区域等給水施設の位置、種類及び形状を明示する。	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
消防水利平面図	1:500 以上	消防水利の位置及び種類の明示。消防活動空地を明示。	
道路構造図	1:50 以上	幅員構成、路面及び路盤の材料、品質、形状及び寸法、横断寸法を明示。道路排水施設及び埋設等の位置の明示。計画地下埋設物（水道・ガス等）のオフセット及び土被りについて明示。	
各種構造図	1:50 以上	貯水槽・排水施設・安全施設・ごみ置き場等の各種構造を図示したもので、寸法、材料等を記入する。	排水流末の接続詳細図 歩道等の切り下げ詳細図
建築設計概要図		配置図・平面図・立面図・各階面積表	
日影図	1:500 以上	冬至の午前9時から午後3時の間の実日影	中高層建築物の場合のみ添付

(※) 申請図書の凡例一覧表は、別表による。

名称	記号	名称	記号	名称	記号
開発区域境界線	—○—	雨水管渠	—→	雨水管渠	□
工区境界	第1区 第2区	污水管渠	—→	污水管渠	■
街区番号	街区番号	合流管渠	—→	河川	⊗
宅地番号	計画高 敷地面積	既設管渠	—→	法面	≡
公共公益用地	予定建築物の用途 計画高 敷地面積	横断暗渠	種別 —	間知ブロック積擁壁	H=2.5 ⊗
造成計画高	公共公益施設の名称 計画高 敷地面積	円形	○ 内径	重力式擁壁	H=3.0 —
敷地面積		馬蹄形	⊖ 巾×高さ	R C 擁壁	H=3.0 —
B	TBM H=10.00	矩形	□ 巾×高さ	給水管	φ —
位置		卵形	▽ 呼び名	制水弁	—◇—
高さ		U形側溝及び寸法	U-○○	消防水利施設	消火栓 防火水槽は実在 ⑤ ⑥の形にする
道路番号及び巾員	道路番号 巾員	L形側溝及び寸法	L-○○	階	III
勾配、延長	i=3.0% ℓ=30.00	L形側溝及び寸法	LU-OC	ガードレール	—
変化点		グレーチング側溝	巾×高 —	ガードフェンス	—
管番号		その他開渠	∩ 巾×高さ	落石防護柵	—
管径	雨水 ○ i=L	柵	—	車止め	可動式又は固定式 ○—○
管配	汚水 □ i=L	雨水円形人孔	○	樹	× × × ×
管延長		汚水円形人孔	●	緩衝帯	—
流水方向	—→				

事前協議申請に必要な書類

正 副 本	部 課 名	事 前 協 議 申 請 書	区 域 図	位 置 図	公 園 写 し 図	現 況 図	土 地 利 用 計 画 図	造 成 計 画 平 面 図	造 成 計 画 断 面 図	道 路 計 画 縦 横 断 面 図	排 水 施 設 設 計 平 面 図	排 水 施 設 設 計 断 面 図	給 水 施 設 設 計 平 面 図	雨 水 流 出 抑 制 施 設 設 置 調 書	道 路 構 造 図	排 水 施 設 構 造 図	各 種 工 作 物 構 造 図	求 積 図 (全 体・土 地 利 用 毎)	緑 地 求 積 図	消 防 水 利 関 係 図 書	予 定 建 築 物	備 考
正 本 1 部 部	都市建設部 都市計画課 (開発指導室)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1 注3
副 本	都市建設部 公園緑地課	開発行為等面積 0.3ha未満	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	
		0.3ha以上	○	○	○	○	○	○	○	×	○ (公園内)	○ (公園内)	○ (公園内)	×	×	○ (公園内)	○ (公園内)	○	○	×	○	注2
副 本	都市建設部 道路河川管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	
副 本	都市建設部 道路河川整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	
副 本	都市建設部 下水道課	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	○	注4
副 本	都市建設部 建築住宅課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	
副 本	市民生活部 環境課	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	
副 本	市民生活部 クリーン推進課	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	
副 本	市民生活部 安全対策課	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副 本	市民生活部 商工観光課	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副 本	市民生活部 市民活動推進課	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副 本	総務企画部 総務課	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	
副 本	健康福祉部 社会福祉課	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
副 本	健康福祉部 健康増進課	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副 本	健康福祉部 高齢者支援課	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
副 本	教育委員会 学校教育課	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
副 本	教育委員会 文化スポーツ課	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
副 本	消防本部 警防課	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
副 本	農業委員会事務局	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	
		(注1) 委任状 (注2) 公園施設の詳細については担当課と協議して下さい。 (注3) 新緑ヶ谷特定土地区画整理事業区域内については、予定建築物の色をマンセル表の数値で示して下さい。 (注4) 地下埋設物の状況が分かる道路断面図を添付下さい。詳細については、担当課と調整下さい。																				

帰属関係書類一覧

文 書 名	規 格	道 路	公 園	ごみ置き場	水 路	電柱用地	防火水槽	集 会 所	調整池等
公共施設用地帰属願書 公共施設帰属願書 (別記様式)	A 4 版	○	○	○	○	○	○	○	○
土地の登記事項証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
登記届図書	A 4 版	○	○	○	○	○	○	○	○
登記原因証明情報兼登記 承諾書	A 4 版	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
資格証明書 (法人のみ)		○	○	○	○	○	○	○	○
公図写し	1/600	○	○	○	○	○	○	○	○
実測図	1/300 以上	○	○	○	○	○	○	○	○
土地利用竣工図	1/300 以上	○	○	○	○	○			○
道路平面竣工図	1/200 以上	○				○			
排水施設平面竣工図	1/200 以上	○	○		○	○			○
排水施設縦断竣工図	1/200 以上	○			○	○			○
地下埋設施設図 (給水・ガス等)	1/200 以上	○	○			○			
道路縦横断竣工図	1/200 以上	○			○	○			○
たすき図	1/250 以上	○			○	○			○
公園平面図(マナー片面)	1/300 以上		○						
公園求積図(マナー片面)	1/300 以上		○						

文 書 名	規 格	道 路	公園・緑地	ごみ置き場	水 路	電柱用地	防火水槽	集 会 所	調整池等
公園施設構造図(マ仔-片面)	1/300 以上		○						
公園地下埋設図(マ仔-片面)	1/300 以上		○						
植栽図(マ仔-片面)	1/300 以上		○						
植栽調書			○						
公園台帳調書			○						
ごみ集積所構造図				○					
開発行為許可書(写し)									○
雨水調整施設等設置調書									○
排水施設計画平面図(出来形)		○			○				○
排水施設構造図(出来形・貯留施設のみ)		○			○				○

備考 帰属に当たっての留意事項

- 1 帰属物件ごと(帰属願書を除く)に○印のついた書類を提出すること。
- 2 帰属物件が土地を伴う場合は、その境界(屈曲部及び20～25メートル間隔)に市の石杭を埋設すること。
- 3 道路後退の場合のたすき図の作成に当たっては、後退部分を含む道路全体について、たすき図を作成すること。
- 4 公図の作成に当たっては、帰属部分の分筆を行い、分筆後の公図を提出すること。
- 5 測量図については、帰属部分の確定測量図を提出し、面積は登記簿謄本と一致すること。
- 6 帰属する用地に、所有権以外の第三者の権利(地役権、地上権等)が設定されているときは、すべて抹消すること。
- 7 文書については、工事完了届出書を提出するまでの間に提出しなければならぬ。

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転
原因 令和 年 月 日都市計画法第四十条第二項の
規定により帰属
権利者 鎌ヶ谷市
義務者

添付書類 登記原因証明情報兼登記承諾書、印鑑証明書、
資格証明書、(嘱託書の写し)

令和 年 月 日嘱託 千葉地方法務局市川支局 御中
嘱託者 千葉県鎌ヶ谷市長
連絡先の電話番号
登録免許税 登録免許税法第4条第1項により免除

不動産の表示

所在
地番
地目
地積

所在
地番
地目
地積

所在
地番
地目
地積

登記原因証明情報兼登記承諾書

一、不動産の表示 末尾目録のとおり

下記不動産は、令和 年 月 日公共施設敷地として、鎌ヶ谷市へ都市計画法第 40 条第 2 項の規定により帰属したことを証するとともに、その所有権移転登記を実施されることに承諾いたします。

令和 年 月 日

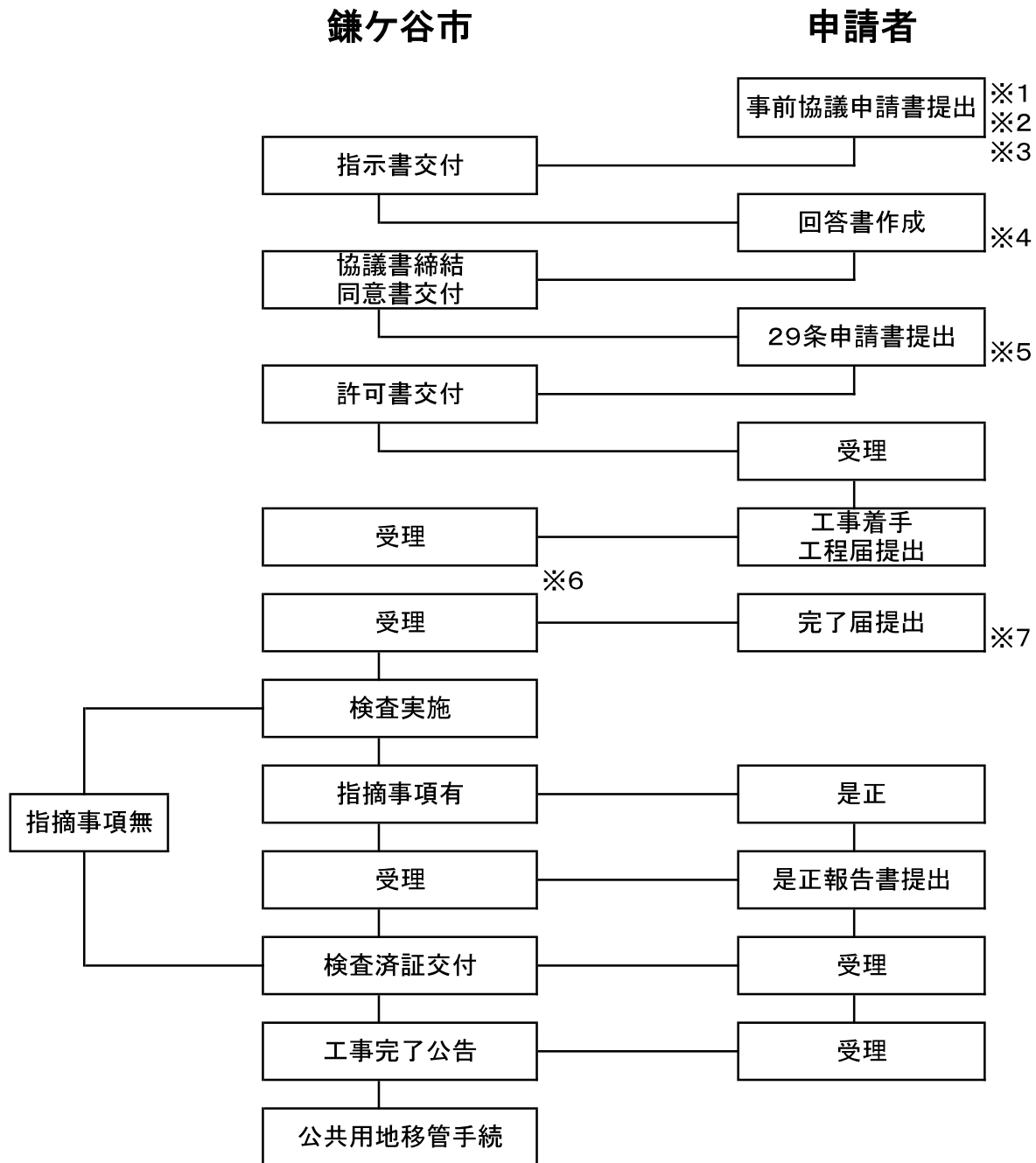
申請人 住所
氏名

鎌ヶ谷市長 様

記

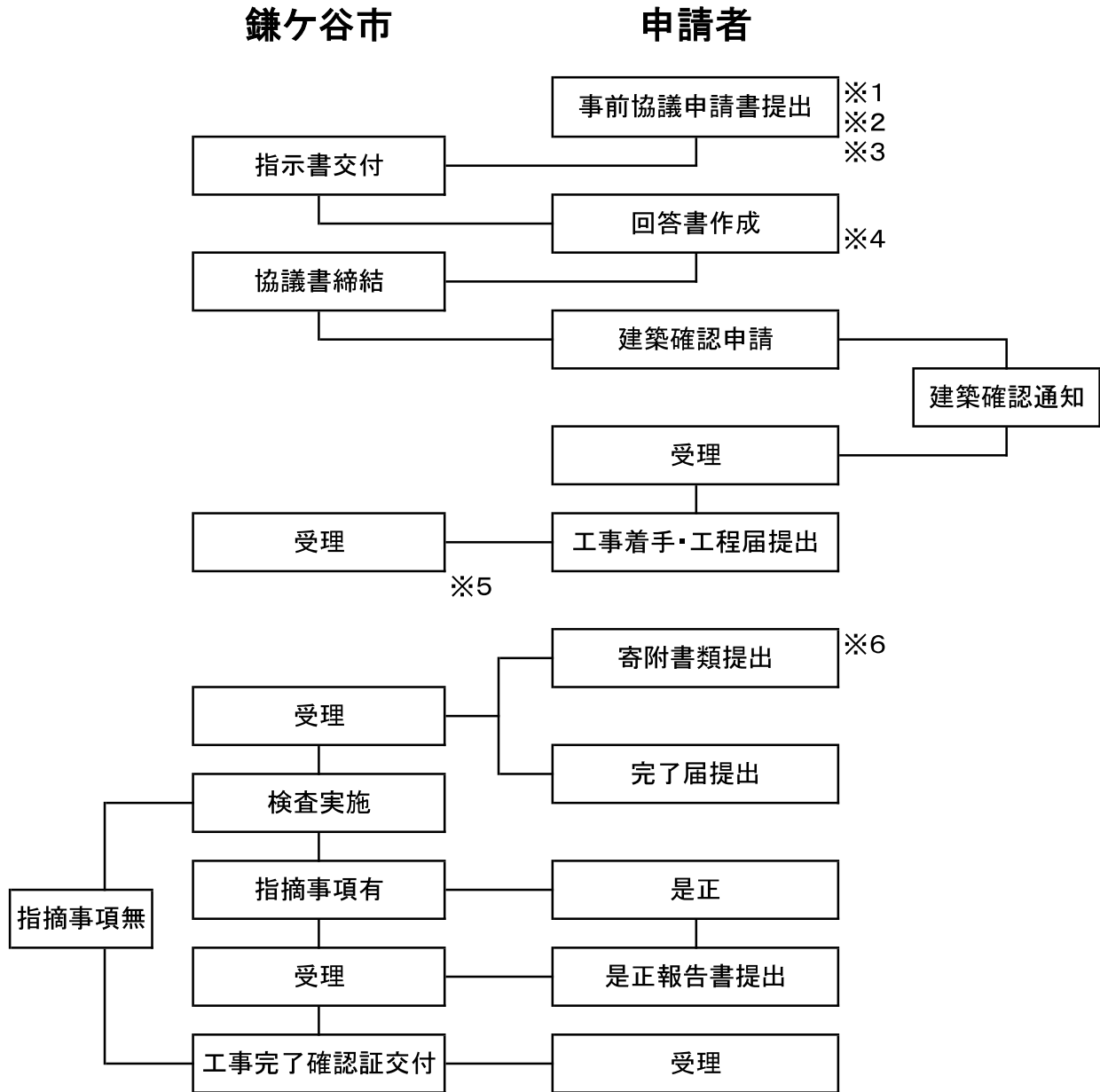
市	大字・字	地番	地目	地積 (㎡)

開発行為手続フロー図



- ※1 本申請を行う前に1部都市計画課開発指導室に提出し、事前審査を受けることができる。
- ※2 申請書提出の際には、設置した事前公開板の写真も併せて都市計画課開発指導室に提出(遠近各1枚)
- ※3 中高層建築物は、近隣住民説明書を添付して申請
- ※4 指示書交付後、事業者が各課と協議
- ※5 29条許可後、認められた場合において、37条による許可申請有
- ※6 必要に応じ、中間(擁壁及び路盤等)検査を実施
- ※7 帰属の書類については、工事完了検査前迄に、分筆・地目変更・抵当権抹消を行い提出

建築行為手続フロー図



- ※1 本申請を行う前に1部都市計画課開発指導室に提出し、事前審査を受けることができる。
- ※2 申請書提出の際には、設置した事前公開板の写真も併せて都市計画課開発指導室に提出(遠近各1枚)
- ※3 中高層建築物は、近隣住民説明書を添付して申請
- ※4 指示書交付後、事業者が各課と協議
- ※5 必要に応じ、中間(擁壁及び路盤等)検査を実施
- ※6 寄附の書類については、工事完了検査前迄に、分筆・地目変更・抵当権抹消を行い提出

担 当 部 局 一 覧 表

担当部局	担当課	担当室・係	場所・連絡先	主な協議内容
都市建設部	都市計画課	開発指導室	本庁舎 4 階	開発行為・建築行為に関する総合窓口 開発行為・建築行為の許可、検査に関すること。
		都市政策室	本庁舎 4 階	用途地域・駐車場計画に関すること。 都市計画法第 5 3 条に関すること。 鎌ヶ谷市景観条例に関すること。
		まちづくり室	本庁舎 4 階	土地区画整理に関すること。
	公園緑地課	みどり推進係	本庁舎 4 階	公園・緑地に関すること。公園の帰属等に関すること。
	道路河川管理課	管理係	本庁舎 4 階	道路及び水路の接続・占用等に関すること。 道路及び水路等の境界査定等に関すること。 道路及び水路の帰属等に関すること。
		交通安全・道路 河川維持係	本庁舎 4 階	帰属道路及び水路構造の維持補修に関すること。 交通安全の施設の計画及び管理に関すること。 自転車駐輪施設の指導に関すること。
	道路河川整備課	道路・連立係	本庁舎 4 階	市道の計画及び施工に関すること。 都市計画道路に関すること。
		治水係	本庁舎 4 階	雨水調整施設設置基準・水路・河川等に関すること。
	下水道課	計画係	本庁舎 4 階	公共下水道計画に関すること。
		経營業務係	本庁舎 4 階	公共下水道の受益者負担金・使用料に関すること。
		建設係	本庁舎 4 階	公共下水道の工事・維持管理に関すること。
	建築住宅課	建築係	本庁舎 4 階	建築基準法等に関すること。 建築基準法の道路に関すること。 ワンルームに関すること。
	市民生活部	市民活動推進課	地域振興係	本庁舎 1 階
環境課		環境保全係	本庁舎 1 階	騒音・公害防止等（特定建設作業・特定施設）・埋め立て 関係に関すること。
クリーン推進課		業務係	本庁舎 1 階	ゴミ処理・ゴミ集積所に関すること。
		計画管理係		し尿・雑排水処理・浄化槽に関すること。
安全対策課		防犯係	本庁舎 1 階	防犯灯に関すること。防災行政無線に関すること。
商工観光課		商工観光係	本庁舎 2 階	商工業・出店に関すること。
農業振興課		農政係		森林法に関すること。 鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例に関すること。

担当部局	担当課	担当室・係	場所・連絡先	主な協議内容
総務企画部	総務課	行政室	本庁舎 3階	行政境界に関すること。
健康福祉部	健康増進課	予防係	総合福祉保健センター 1階	医療関係施設に関すること。
	高齢者支援課	高齢者福祉係	総合福祉保健センター 2階	老人福祉施設に関すること。
	社会福祉課	社会福祉係	総合福祉保健センター 4階	千葉県福祉のまちづくり条例等に関すること。
教育委員会 (生涯学習部)	学校教育課	学務保健室	本庁舎 5階	通学路等に関すること。
	文化・ スポーツ課	文化係	本庁舎 5階	文化財の有無及び保全に関すること。
農業委員会 事務局			本庁舎 2階	農地に関すること。
消防本部	警防課	警防係	TEL 444-3235	消防水利及び消防活動用地等に関すること。

